

第1巻に収められた立法案の修正案

決議案 07-82
提案者が発表済みの元の案件を修正

7月を博愛月間(Humanity)、5月を環境保全月間(Environment)として指定することを検討するよう、RI理事会に要請する件

提案者: ブラジル、S.P.、São José do Rio Preto・ロータリー・クラブ
ブラジル、S.P.、São José do Rio Preto で開かれた第 4480 地区大会にて承認
2006年5月

提案者は、現在3月が識字率向上月間であるため、「3月」を「7月」に置き換えることにより、決議案 07-82 を修正し、7月を博愛月間とする意向を示しました。完全な修正案は次の通りです。

- 1 公式なロータリー・カレンダーには、重要とみなされている問題を指定した特別月間が
- 2 含まれている。識字率向上月間(3月)、会員増強・拡大月間(8月)、新世代のための
- 3 月間(9月)、職業奉仕月間(10月)、ロータリー財団月間(11月)、家族月間(12月)、ロ
- 4 ータリー理解推進月間(1月)、世界理解月間(2月)、雑誌月間(4月)、ロータリー親睦
- 5 活動月間(6月)などがそうである。
- 6
- 7 人道を重んじる重要性和恒久的な必要性はロータリーの理想の礎であり、これは「ロータ
- 8 リーの綱領」、「四つのテスト」、およびその他のロータリーの規範に集約され、ロータリー
- 9 が宣言した健全な原則を実践するよう奨励し、結果として「超我の奉仕」という標語を完
- 10 全に遂行するという成果をもたらす。
- 11
- 12 世界中の国々は、今世代と次世代の生活と繁栄を確保するため、環境を保全すること
- 13 に関心がある。ロータリーは、「環境保全」という特別なプログラムを持っていて、その目的
- 14 は世界中でさらに広報され、実施されるに値するものである。
- 15
- 16 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、以下のロータリー月間
- 17 を指定することを検討することとする。
- 18
- 19 7月:博愛月間
- 20 5月:環境保全月間

(本文終わり)

趣旨および効果

本決議案は、7月を博愛月間、5月を環境保全月間として指定することを検討するようRI理事会に要請するものである。

財政的影響

本決議案は、国際ロータリーに大きな財政的影響をもたらすことはないと思われる。

決議案 07-221
提案者が発表済みの元の案件を修正

すべてのロータリー・クラブの国際奉仕委員会にエスペラント語を第二外国語として、
漸次導入していくことを検討するよう、RI 理事会に要請する件

提案者: ブラジル、Go.、Alto Paraíso ロータリー・クラブ
ブラジル、D.F.、Brasília で開かれた第 4530 地区大会にて承認
2006 年 4 月

提案者は、4 番目の条項を付け加えたことにより、決議案 07-221 を修正する意向を示しました。完全な修正案は次の通りです。

- 1 ロータリー世界は 50 種の異なる言語が話されている。現存の 10 カ国語のロータリー公
- 2 式言語はすべてのロータリアン同士の意思疎通を促すものではない。
- 3
- 4 絶え間なく変化し続けるコミュニケーション・テクノロジーは、新しいコミュニケーションの
- 5 可能性とニーズを作り出しており、これは、外国語の言語能力に依存している。
- 6
- 7 平和で結束した人類という展望こそがロータリー家族の強みである。
- 8
- 9 本立法案は相互理解を提供するものであり、現在文化的に最も強い独自性と最も弱い
- 10 独自性をもつ民族を尊重するものであり、そして何よりも、国際ロータリーの四つのテスト
- 11 に示されている RI の基本基準と調和している。
- 12
- 13 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー財団のプログ
- 14 ラムを実施する上で相互理解を促す第二外国語としてのエスペラント語や各民族特有
- 15 の熟語を、すべてのロータリー・クラブの国際奉仕委員会に漸次導入することを検討す
- 16 ることとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本決議案は、すべてのクラブの国際奉仕委員会にエスペラント語を第二外国語として
漸次導入していくことを検討するよう RI 理事会に要請するものである。

財政的影響

本決議案は、国際ロータリーに大きな財政的影響をもたらすことはないと思われる。

制定案 07-262
提案者が発表済みの元の案件を修正

事務総長の任務に関する規定を改正する件

提案者:カナダ、Ontario、Toronto Eglinton ロータリー・クラブ
カナダ、第 7070 地区承認
2006 年 4 月

提案者は、RI 定款の第 7 条第 2 節を改正し、提案した第 7 条第 3 節の文言を修正し、RI 細則の第 6.050.1.節を改正することによって、制定案 07-262 を修正する意向を示しました。完全な修正案は以下の通りです。

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 173 ページ)。

2

3 **第 7 条 役員**

4 **第 1 節 名称。**RI の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事
5 務総長、地区ガバナー、および、グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI の会長、
6 直前会長、副会長および名誉会計とする。

7 **第 2 節 選挙の方法。**RI の役員は、本定款および細則に定められた通りに指名される
8 事務総長を除き、細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

9 **第 3 節 事務総長。**事務総長は理事会によって任命され、理事会が定めた任期を務
10 めるものとし、十分な理由の有無にかかわらず、理事会によっていつでも解任される
11 ものとする。事務総長は、ロータリー・クラブの会員である必要はない。事務総長は、RI
12 の最高経営責任者として業務を執行し、理事会に報告するものとする。事務総長は、
13 RI を代表してあらゆる法律文書や書類に署名をする権限を有し、役職に伴う職務を
14 遂行し、時として理事会から指定されることのあるその他の権限および任務を有するも
15 のとする。事務総長は、RI の目的が遂行されるよう計らい、国際ロータリーの日常業務
16 の指揮と管理全般を維持し、理事会が同意した方針とプログラムの実施を監督する責
17 務を有するものとする。事務総長は、RI の代理人と従業員を雇用および解雇し、これ
18 らに対しいかなる責務も委任することができるものとする。事務総長は、理事会が定め
19 たすべての法秩序に従い、RI の業務に関して理事会が求めた情報を、適時、理事会
20 に提供するものとする。

21

22 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 183 ページ)

23

24 **第 6 条 役員**

25

26 **6.030. 事務総長の選挙任命と任期。**

27 事務総長は理事会が選任任命し、その任期は、5 年を超えないもの理事会が定めた
28 期間とする。その選挙任命は、事務総長の任期の最終年の 3 月 31 日までに行われ登

1 表され、選挙任命後の7月1日に新しい任期が始まるものとする。事務総長は再選再
2 任命される資格を有する。

4 **6.050. 役員**の資格条件。

6 6.050.1. **クラブ**会員。

7 RIの各役員は、クラブ会員である必要のない事務総長を除き、クラブの瑕疵なき会員
8 でなければならない。

10 **6.100. 事務総長**の空席。

11 事務総長に空席が生じた場合、理事会は最高5年を任期とするロータリアンを選挙す
12 るもの任命を行い、その任期は理事会が定めた期間とする。その任期は、理事会が決
13 定した日をもって効力を発する。

15 **6.140. 役員**の任務。

17 6.140.3. **事務総長**。

18 事務総長は、RIの最高業務執行役員経営責任者とする。最高業務執行役員経営責任
19 者である事務総長は、理事会の指示監督の下にRIの日々の管理に責任を負う。事務
20 総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任
21 を負うものとする。事務総長は、また、理事会によって定められた方針をロータリアンお
22 よびクラブに知らせるものとする。事務総長は、RI事務局職員の監督に単独で責任を
23 負うものとする。事務総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理
24 事会の承認を経たうえ、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事
25 会の要求する金額と保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約するものとする。

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、事務総長の選出、資格、責務に関して **RI** 定款と **RI** 細則を改正しようとするものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

正規の立法案

制定案 07-319

欠席を理由として会員身分を終結することに関する規定を改正する件

提案者：フィンランド、Haminaロータリー・クラブ
およびフィンランド、Hamina-Vehkalahtiロータリー・クラブ
フィンランド、Mikkeliで開かれた第1430地区大会にて承認
2006年4月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 236 ページ）

2
3 **第 11 条 会員身分の存続**

4
5 **第 4 節 終結 — 欠席。**

6 ~~(a) 出席率。会員は、~~

7 ~~(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくと~~
8 ~~も 60 パーセントに達していなければならない。~~

9 ~~(2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくともその 30 パ~~
10 ~~ーセントに出席しなければならない。~~

11 ~~会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な~~
12 ~~理由があると認めない限り、終結することがある。~~

13 ~~(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない~~
14 ~~限り、または第 8 条第 3 節もしくは第 4 節に従う場合を除き、連続 4-6 回例会に~~
15 ~~出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラ~~
16 ~~ブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、~~
17 ~~理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。~~

(本文終わり)

注：削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、出席規定条件を満たさなかった場合に会員身分を自動終結するという規定を削除しようとするものである。また、本制定案は、連続 4 回ではなく、連続 6 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合に、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請しているとみなすものと規定するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。ただし、クラブ・レベルに財政的影響をもたらす可能性がある。

制定案 07-320

欠席に関する規定を改正する件

提案者：スウェーデン、Stockholm-Skärholmen ロータリー・クラブ
ロシアおよびスウェーデンで開かれた第 2370 地区にて承認
2006 年 5 月 / 6 月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する (手続要覧第 233-234)。

2
3 **第 8 条 出席**

4 **第 1 節 一般規定。**各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、例
5 会に出席したものとみなされるには、例会の少なくとも 60 パーセントに出席するか、ま
6 たは、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行
7 為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で
8 欠席をメイクアップしなければならない。

9 (a) ~~例会の前後14日間。~~例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

10 (1) ~~他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも 60 パーセントに出~~
11 ~~席すること。または、~~

12 (2) ~~ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮~~
13 ~~ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊、~~
14 ~~あるいはロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、~~

15 (3) ~~RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元並びに現役員のためのロー~~
16 ~~タリー研究会、RI 理事会を代行する RI 理事会または RI 会長の承認を得て~~
17 ~~招集された RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または~~
18 ~~(RI 理事会の承認を得た)他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員~~
19 ~~会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI 理事会の指示の~~
20 ~~下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委~~
21 ~~員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席する~~
22 ~~こと。~~

23 (4) ~~他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に~~
24 ~~赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場~~
25 ~~合。または、~~

26 (5) ~~理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域~~
27 ~~社会の行事や会合に出席すること。または、~~

28 (6) ~~クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委~~
29 ~~員会の会合に出席すること。または、~~

30 (7) ~~クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加~~
31 ~~型の活動に参加すること。~~

1 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出
2 席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行
3 中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

4 ~~(b) 例会時において、例会のときに、~~

5 ~~(1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による~~
6 ~~往復の途次にある場合。または、~~

7 ~~(2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている~~
8 ~~場合。または、~~

9 ~~(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わ~~
10 ~~っている場合。または、~~

11 ~~(4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、~~

12 ~~(5) メイクアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロ~~
13 ~~ータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。ま~~
14 ~~たは、~~

15 ~~(6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席でき~~
16 ~~ない場合。~~

17 **第1節 一般規定。**各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、本ク
18 ラブの例会に出席したものとみなされるには、

19 (a) 少なくとも例会の60パーセントに出席する。または、

20 (b) 例会の始めには在席しているが、不意にその場を去らなければならなくなり、その
21 後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示する。または、

22 (c) 例会の前後14日間に、以下に出席することにより、欠席をメイクアップする。

23 (1) 他のロータリー・クラブの例会または国際ロータリー理事会によって定められ
24 た他のロータリー組織の会合。または、

25 (2) クラブ例会の妥当な代替となると理事会がみなす何らかの会議、奉仕プロジ
26 ェクト、またはロータリーの活動。

27 **第3節 理由のある欠席。**次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

28 (a) 理事会承認の理事会が正当かつ十分な理由とみなす条件と事態に従った欠席
29 の場合理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、例会の出席、メイクアップ、出席免除に関する標準ロータリー・クラブ定款の規定を改正するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-321

出席免除に関する規定を改正する件

提案者：スウェーデン、Hudiksvall-Glada Hudik ローターリー・クラブ
スウェーデン、Rättvik で開かれた第 2330 地区大会にて承認
2006 年 5 月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 234 ページ）。

2

3 第 8 条 出席

4

5 **第 3 節 理由のある欠席。** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

6 (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理
7 由による会員の欠席を認める権限を持つ。欠席は 6 カ月を超えてはならない。

(本文終わり)

注：改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、クラブ理事会が、出席免除を 6 カ月まで認めることができるようにするものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-322

クラブが非営利団体であると記載するよう標準ロータリー・クラブ定款を改正する件

提案者：イタリア、Rimini で開かれた第 2070 地区大会
2006 年 5 月

- 1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 231 ページ）。
- 2
- 3 **第 4 条 綱領**
- 4 本クラブは非営利団体である。ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理
- 5 想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。
- 6 **第 1 奉仕の機会として知り合いを広めること。**
- 7 **第 2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。**あらゆる有用な業務は尊重さ
- 8 れるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に
- 9 奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 10 **第 3** ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の
- 11 理想を適用すること。
- 12 **第 4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、**
- 13 **国際間の理解と親善と平和を推進すること。**

(本文終わり)

注：改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、クラブが非営利団体であるという声明を定款に含むものとするものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-323

理事の定義を改定する件

提案者; 日本、山梨県、河口湖ロータリー・クラブ
日本で開かれた第 2620 地区にて承認
2006 年 4 月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 231 ページ）。

2

3 **第 1 条 定義**

4 本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をも
5 つものとする。

6 1. 理事会: 本クラブの理事会

7 2. 細則: 本クラブの細則

8 3. 理事: 本クラブの理事会メンバー

9 4. 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員

10 5. RI: 国際ロータリー

11 6. 年度: 7 月 1 日に始まる 12 カ月間

(本文終わり)

注: 削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、クラブ理事の定義を改定するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-324

会長エレクトが会長エレクト研修セミナーと地区協議会に出席しなくても、
会長エレクトを務めることができることを認める件

提案者：オーストラリア、N.S.W.、Crookwellロータリー・クラブ
オーストラリア、N.S.W.、Goulburnで開かれた第9710地区大会にて承認
2005年10月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 235 ページ）。

2

3 **第9条 理事および役員**

4

5 **第5節 役員選挙**

6

7 (c) **資格条件。**各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければ
8 ならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長
9 エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならないことが極
10 めて重要である。免除された場合は、例外的状況の下で出席できない場合、会
11 長エレクトはガバナー・エレクトに出席の免除を求め、所属クラブによって指名さ
12 れた代理を必ず派遣しなければならないする手配をすべきである。この代理人は
13 会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレ
14 クトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席
15 しない場合、あるいは、免除されてもクラブ指名の代理をこれらの会合に派遣しな
16 かった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できることはないものとする。

(本文終わり)

注：削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、やむをえない例外的な状況下では、
会長エレクトが会長エレクト研修セミナーまたは地区協議会に出席しなくても、クラブ会
長として就任できるようにするものである。その場合、ガバナー・エレクトが会長エレクト
の出席を免除し、クラブの他の代表者が会合に出席するものとする。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-325

会長エレクトが会長エレクト研修セミナーと地区協議会に出席しなくても、
会長エレクトを務めることができることを認める件

提案者： イングランド、Norfolk、Watton ロータリー・クラブ
イングランド、Suffolk、Mildenhall で開かれた第 1080 地区審議会にて承認
2006 年 3 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 217-218 ページ)。

2
3 **第 15 条 地区**

4
5 **15.060. 地区の財務**

6
7 **15.060.2. 地区の負担金の承認。**

8 地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるという方式によって、調
9 達されるものとする。1 人当たりの賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものと
10 する。

- 11 (a) 地区協議会に出席した次期クラブ会長の 4 分の 3 の承認。但し、~~会長エレクトが~~
12 ~~標準クラブ定款の第 9 条第 5 節の (c) 項に従ってガバナー・エレクトによって地区~~
13 ~~協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エ~~
14 ~~クトに代わってあるいは地区の裁量で、投票する権利を有するものとする。~~
15 (b) 地区大会に出席し、投票する選挙人の過半数。

16
17 更に、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 235 ページ)。

18
19 **第 9 条 理事および役員**

20
21 **第 5 節 役員選挙。**

- 22
23 (c) **資格条件**各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなけれ
24 ばならない。~~会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長~~
25 ~~エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された~~
26 ~~場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。こ~~
27 ~~の代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガ~~
28 ~~バナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協~~
29 ~~議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派~~
30 ~~遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。~~

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。

趣旨および効果

本決議案は、国際ロータリー細則と標準ロータリー・クラブ定款を改正し、会長エレクトが会長エレクト研修セミナーまたは地区協議会に出席しなくても、クラブ会長として就任できることを認めるものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-326

会長エレクト研修セミナーの名称を改正する件

提案者: イングランド、W. Midlands、Kings Norton ローターリー・クラブ
イングランド、W. Midlands、Knowle で開かれた第 1060 地区審議会にて承認
2006 年 3 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 216 ページ)。

2

3 **第 15 条 地区**

4

5 **15.030. 会長エレクト研修準備セミナー(PETSPEPS)。**

6 理事会が決定した通り地区内クラブ会長エレクトを指導・訓練者が準備を整えるために、
7 **PETSPEPS** を開くものとするが、多地区合同の **PETSPEPS** でも差し支えない。**PETS**
8 **PEPS** は、毎年、なるべく 3 月中に開くものとする。ガバナー・エレクトが **PETSPEPS** に対
9 し責任をもつものとする。**PETSPEPS** は、ガバナー・エレクトの指示および監督の下に、
10 計画・実施するものとする。

11

12 更に、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 235 ページ)。

13

14 **第 9 条 理事および役員**

15

16 **第 5 節 役員選挙。**

17

18 (c) **資格条件。**各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければ
19 ならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長
20 エレクト研修準備セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除さ
21 れた場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない
22 い。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクト
23 が、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修準備セミナーお
24 よび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれら
25 の会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できない
26 ものとする。

(本文終わり)

注: 削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、国際ロータリー細則と標準ロータリー・クラブ定款を改正し、会長エレクト研修セミナー(PETS)を会長エレクト準備セミナー(presidents-elect preparation seminar—PEPS)という名称に変えようとするものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

決議案 07-327

クラブ幹事と元クラブ幹事のために特別な札を作ることを検討するよう、
RI 理事会に要請する件

提案者:トルコ、Istanbul-Etiler ロータリー・クラブ
トルコ、Antalya で開かれた第 2420 地区大会にて承認
2006 年 6 月

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、多忙な業務をこなし、クラブ会長と同等の責務を負うクラブ幹事が特別な札(バッジ)を着用し、また、元会長と同じく、
- 2 元幹事が別の札を着用することを提案するよう検討することとする。
- 3

(本文終わり)

趣旨および効果

本決議案は、クラブ幹事が特別な札(バッジ)を着用し、元クラブ幹事は元会長のように異なる札(バッジ)を着用するよう提案することを検討するよう、RI 理事会に要請するものである。

財政的影響

本決議案は、国際ロータリーに大きな財政的影響をもたらすことはないと思われる。ただし、クラブ・レベルに財政的影響をもたらす可能性がある。

会員資格条件の規定を改正する件

提案者：米国、California、Cupertino ロータリー・クラブ
米国、California、Santa Clara で開かれた第 5170 地区大会にて承認
2006 年 4 月

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 171～172 ページ)。
2

3 **第 5 条 会員**
4

5 **第 2 節 クラブの構成。**

6 (a) クラブは善良な成人であって、職業上良い評判を受けている成人正会員によつて構成されるものとする。
7

8 (1) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パート
9 ナー)、法人役員または支配人であるか、または

10 (2) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または
11 は支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること、または

12 (3) 本サブセクションのサブサブセクション(1) または (2)に挙げたいかなる地位
13 からも退職していること、または

14 (4) 国際ロータリーの原理に同意し、他の人のために奉仕する意欲のある地域
15 社会のリーダーであること、

16 そして

17 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、
18 もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周
19 辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認しすれば、さらに同会員がクラブ
20 会員身分のすべての条件を引き続き適えている場合、その会員身分を保持でき
21 る。

(本文終わり)

注：削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、国際ロータリーの原理に同意し、他の人のために奉仕する意欲のある地域社会のリーダーを正会員として認めるよう RI 定款を改正するものである。

財政的影響

本決議案の結果、会員数が増えた場合には RI の収入増大がもたらされる可能性がある。

会員資格条件の規定を改正する件

提案者：米国、Colorado、Westminster 7:10 ロータリー・クラブ
米国、Colorado、Vail で開かれた第 5450 地区大会にて承認
2006 年 4 月

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 171～172 ページ)。

2

3 第 5 条 会員

4

5 第 2 節 クラブの構成。

6 (a) クラブは善良な成人であって、職業上、または地域社会で良い評判を受けている
7 成人正会員によって構成されるものとする。

8 (1) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パート
9 ナー)、法人役員または支配人であるか、または

10 (2) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店また
11 は支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること、
12 または

13 (3) 本サブセクションのサブサブセクション(1) または (2)に挙げたいかなる地位
14 からも退職していること、または

15 (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領
16 への献身を示していること、

17 そして

18 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、
19 もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周
20 辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身
21 分のすべての条件を引き続き適えている場合、その会員身分を保持できる。

22 (b) 各クラブは、一事業または、専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らない均衡
23 の取れた会員身分を有しなければならない。5 名またはそれ以上の正会員がいる
24 職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が 51 名以上のクラ
25 ブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより
26 多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した
27 会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラ
28 ブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍
29 会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するもの
30 であってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限に
31 かかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

1 更に、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 233 ページ）。

2

3 第 7 条 職業分類

4 第 1 節 一般規定。

5 (a) 主な活動。各会員は、その事業または、専門職務、または社会奉仕の種類に従
6 って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の
7 主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人
8 の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すも
9 のか、または、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(本文終わり)

注：削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 定款と標準ロータリー・クラブ定款を改正し、地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領への献身を示した個人に正会員となる資格を与えるものである。

財政的影響

本制定案の結果、会員数が増えたばあいには RI の収入増大がもたらされると思われる。

制定案 07-330

職業分類が既に充填されている場合でも、ロータリー財団学友を正会員として
選ぶことをクラブに認める件

提案者：カナダ、BC、Whistler で開催された第 5030 地区大会
2006 年 4 月

提案者：米国、California、Kelseyville、第 5130 地区大会
2006 年 5 月

提案者：米国、Texas、Ft. Worth で開かれた第 5890 地区大会
2006 年 4 月

提案者：米国、Missouri、Kansas City-Plaza ロータリー・クラブ
米国、Missouri、Kansas City で開かれた第 6040 地区大会にて承認
2006 年 4 月

提案者：米国、Florida、Destin で開かれた第 6900 地区大会
2006 年 4 月

提案者：カナダ、ON、Alliston ロータリー・クラブ
カナダ、第 7070 地区承認
2006 年 4 月

提案者：米国、Pennsylvania、Upper St. Clair-Bethel Park-Breakfast ロータリー・クラブ
米国、West Virginia、White Sulphur Springs で開かれた第 7300 地区大会にて承認
2006 年 5 月

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 171～172 ページ)。

2

3 第 5 条 会員

4

5 第 2 節 クラブの構成。

6

7 (b) 各クラブは、一事業または専門職務に偏らない均衡の取れた会員身分を有しな
8 ければならない。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を
9 選出してはならない。但し、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分
10 類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くならない限り、その職
11 業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に
12 属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分
13 類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会
14 員、または **RI** 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正
15 会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変
16 更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい
17 職業分類の下で継続することができる。

1 更に、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 233 ページ）。

2

3 第 7 条 職業分類

4

5 **第 2 節 制限。**5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出し
6 てはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属す
7 る正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に
8 正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に
9 含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超
10 えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または RI 理事会によって
11 定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを排除するも
12 のであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にか
13 かわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 定款と標準ロータリー・クラブ定款を改定し、クラブがロータリー財団学友を正会員として選ぶことで、たとえ同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントを超えた場合でも、学友を正会員として選ぶことを認めるものである。

財政的影響

本制定案の結果、会員数が増えた場合には RI の収入増大がもたらされる可能性がある。

制定案 07-331

会員身分の終結に関する職業分類の規定を改正する件

提案者; 日本、山梨県、河口湖ロータリー・クラブ
日本で開かれた第 2620 地区にて承認
2006 年 4 月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する (手続要覧第237ページ)

2

3 第 11 条 会員身分の存続

4

5 第 5 節 他の原因による終結。

6

7 (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せし
8 めた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定
9 または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職
10 業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理
11 事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する正会員
12 の制限を超えない場合はこの限りではない。

(本文終わり)

注: 改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、ある正会員の身分が終結された場合、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、提訴期間中に新会員の入会によって同一職業分類に属する正会員の制限を超えない限り、クラブは終結された会員の職業分類の下に新会員を選出できるものであるということを明白にするものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-332

新しい会員種類「associate membership(準会員)」を創設する件

提案者: 米国、Florida、Miami ロータリー・クラブ

米国およびバハマ、第 6990 地区承認

2006 年 5 月

提案者: 米国、Virginia、Hot Springs で開かれた第 7570 地区大会

2006 年 3 月

1 国際ロータリー定款を次のように改正する

2

3 第 1 条より(手続要覧第 171 ページ)

4

5 **第 1 条 定義**

6 本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

7 1. 理事会: 国際ロータリー理事会

8 2. クラブ: ロータリー・クラブ

9 3. 会員: 名誉会員以外のではないロータリー・クラブ 正会員、または 準会員

10 4. 年度: 7 月 1 日に始まる 12 カ月間

11 5. RI: 国際ロータリー

12 6. ガバナー: ロータリー地区ガバナー

13

14 および第 5 条より(手続要覧第 171~172 ページ)

15

16 **第 5 条 会員**

17

18 **第 2 節 クラブの構成。**

19 (a) クラブは善良な成人であつて、職業上良い世評を受けている 正会員 および 準会員 によって構成されるものとする。

20 (1) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パート

21 ナー)、法人役員または支配人であるか、または

22 (2) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または

23 支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること、または

24 (3) 本サブセクションのサブサブセクション(1) または (2) に挙げたいかなる地位

25 から退職していること、

26

27 28 として

29 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、

30 もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周

1 辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身
2 分のすべての条件を引き続き適えている場合、その会員身分を保持できる。

- 3 (b) 各クラブは、一事業または専門職務に偏らない均衡の取れた会員身分を有しな
4 ければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を
5 選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分
6 類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職
7 業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に
8 属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分
9 類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会
10 員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。
11 会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員
12 の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。
- 13 (c) RI細則は、ロータリー・クラブの会員種類を正会員、準会員、および名誉会員と
14 呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

15
16 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

17
18 第1条より(手続要覧第177ページ)

19 20 第1条 定義

21 本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味をもつ
22 ものとする。

- 23 1. 理事会: 国際ロータリー理事会
- 24 2. クラブ: ロータリー・クラブ
- 25 3. 組織規定: 国際ロータリー定款・細則と標準ロータリー・クラブ定款
- 26 4. ガバナー: ロータリー地区のガバナー
- 27 5. 会員: 名誉会員以外のではないロータリー・クラブ正会員、または準会員
- 28 6. RI: 国際ロータリー
- 29 7. RIBI: グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域単
30 位 Ireland.
- 31 8. 年度: 7月1日に始まる12カ月間

32
33 および第4条より(手続要覧第179ページ)

34 35 第4条 クラブの会員身分

36 37 4.010. クラブ会員の種類。

38 クラブの会員の種類は、正会員、準会員、と名誉会員の23種類とする。

39 40 4.025. 準会員。

41 クラブで正会員として選出されたことがある者のみ、準会員に選出されることができる。

1 **4.040. 二重会員。**

2 同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員または準会員になることはできない。さらに、
3 いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員または準会員であると同時に名誉会員の
4 資格を保持することはできない。また、いかなる人も、クラブの正会員または準会員であ
5 ると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

6
7 **4.045. 準会員。**

8
9 **4.045.1. 資格条件。**

10 クラブ理事会により準会員に選ばれる時点で、そのクラブの正会員でなければならない。

11
12 **4.045.2. 制限。**

13 いかなるクラブ理事会も、その会員数の 10 パーセントまたは 5 人のいずれか多い方の
14 人数を超える準会員を選出してはならない。

15
16 **4.045.3. 権利および特典。**

17 準会員は、出席規定を除く、会員としてのすべての特典と義務を持つものとする。準会
18 員は、クラブまたは地区の役職に就くことができない。

19
20 更に標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する。

21
22 第 1 条より(手続要覧第 231 ページ)

23
24 **第 1 条 定義**

25 本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をも
26 つものとする。

- 27 1. 理事会: 本クラブの理事会
- 28 2. 細則: 本クラブの細則
- 29 3. 理事: 本クラブの理事会メンバー
- 30 4. 会員: 名誉会員以外のではないロータリー・クラブ正会員、または準会員
- 31 5. RI: 国際ロータリー
- 32 6. 年度: 7 月 1 日に始まる 12 カ月間

33
34 および第 6 条より(手続要覧第 232 ページ)

35
36 **第 6 条 会員身分**

37
38 **第 2 節 種類。**クラブの会員の種類は、正会員、準会員、と名誉会員の 23 種類とする。

39 **第 5 節 二重会員。**同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員または準会員にな
40 ることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員または準会員であると同

1 　に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員
2 　または準会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

3 **第6節 準会員。**クラブ理事会によって準会員に選出された正会員が準会員となる。
4 いかなるクラブも、その会員数の10パーセントまたは5人のいずれか多い方の人数を
5 超える準会員を選出してはならない。準会員は、出席規定を除く、会員としてのすべ
6 ての特典と義務を持つものとする。準会員は、クラブまたは地区の役職に就くことがで
7 きない。

8

9 (続く各節は、該当する番号に振り直される)

10

11 および第8条より(手続要覧第234ページ)

12

13 第8条 出席

14

15 **第3節 理由のある欠席。**次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

16

17 (c) 正会員がクラブ理事会によって準会員に選出された場合。

18

19 および第9条より(手続要覧第235ページ)

20

21 第9条 理事および役員

22

23 第5節 役員選挙。

24

25 (c) **資格条件。**各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなけれ
26 ばならない。準会員は、クラブの役職またはクラブ理事を務める資格を持たない。
27 会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修
28 セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属
29 クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会
30 長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクト
31 からの免除を受けずに、会長エレクトセミナーおよび地区協議会に出席しない
32 場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、
33 かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。

34

35 および第11条より(手続要覧第235～236ページ)

36

37 第11条 会員身分の存続

1 第2節 自動的終結。

- 2
- 3 (c) 名誉会員および準会員の会員身分の終結。名誉会員および準会員の会員身分
4 は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。
5 しかしながら、理事会は名誉会員身分または準会員身分の期間をさらに延長す
6 ることができる。理事会はいつでも名誉会員身分または準会員身分を取り消すこ
7 とができる。理事会によって準会員の身分が取り消された会員は、そのクラブの
8 正会員となる。

9 第4節 終結 — 欠席。

- 10
- 11 (c) 準会員。準会員は出席規定の適用を免除される。

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 定款、RI 細則、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、クラブの第三の
会員種類、「準会員 (associate membership)」を規定するものである。

財政的影響

本制定案の結果、会員数が増えた場合には RI の収入増大がもたらされる可能性がある。
る。

制定案 07-333

新しい会員種類「associate membership(準会員)」を創設する件

提案者：米国、Florida、Brooksvilleロータリー・クラブ
米国、Florida、Clearwater Eastロータリー・クラブ
米国、Florida、Dade Cityロータリー・クラブ
米国、Florida、St. Petersburg Westロータリー・クラブ
米国、Florida、Seminole Lakeロータリー・クラブ
米国、Florida、Wesley Chapelで開かれた第6950地区大会にて承認
2006年5月

1 国際ロータリー定款を次のように改正する

2

3 第1条より(手続要覧第171ページ)

4

5 **第1条 定義**

6 本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

8 1. 理事会：国際ロータリー理事会

9 2. クラブ：ロータリー・クラブ

10 3. 会員：名誉会員以外のではない、ロータリー・クラブ 正会員または準会員

11 4. 年度：7月1日に始まる12カ月間

12 5. RI：国際ロータリー

13 6. ガバナー：ロータリー地区ガバナー

14

15 および第5条より(手続要覧第171～172ページ)

16

17 **第5条 会員**

18

19 **第2節 クラブの構成。**

20 (a) クラブは善良な成人であって、職業上良い世評を受けている正会員および準会員によって構成されるものとする。

22 (1) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パートナー)、法人役員または支配人であるか、または

24 (2) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること、または

26 (3) 本サブセクションのサブサブセクション(1)または(2)に挙げたいかなる地位からも退職していること、

27

28 そして

1 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、
2 もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周
3 辺地域外へ移転する正会員または準会員は、理事会が承認し、さらに同会員が
4 クラブ会員身分のすべての条件を引き続き適えている場合、その会員身分を保
5 持できる。

6 (b) 各クラブは、一事業または専門職務に偏らない均衡の取れた会員身分を有しな
7 ければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員ま
8 たは準会員を選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、
9 同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員と準会員の10パーセントより多く
10 ならない限り、その職業分類の下に正会員または準会員を選出することができる。
11 引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出に
12 よってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラ
13 ブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排
14 除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これ
15 らの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続するこ
16 とができる。

17 (c) RI細則は、ロータリー・クラブの会員種類を正会員または準会員および名誉会員
18 と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

19
20 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第179ページ)

21 22 第4条 クラブの会員身分

23 24 4.010. クラブ会員の種類

25 クラブの会員の種類は、正会員、準会員、と名誉会員の ~~23~~種類とする。

26 27 4.020. 正会員。

28 RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に
29 選ぶことができる。

30 31 4.030. 準会員。

32 (a) 資格条件。出席規定を除き、準会員はそのほかすべての会員の義務要件に従う
33 ものとする。

34 (b) 制限。いかなるクラブも、その会員数の10パーセントまたは5人のいずれか多い
35 方の人数を超える会員を準会員として認めてはならない。

36 (c) 権利および特典。準会員は、出席規定を除く、会員としてのすべての特典と義務
37 を持つものとする。またクラブの役職に就くことはできない。

38 39 4.0340. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

40 会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員または準会員に推薦することができるが、
41 この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人

1 がそのクラブの地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が貸与されてい
2 た職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。
3 本節の下に正会員または準会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラ
4 ブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限
5 を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、
6 正会員または準会員に選出されることを排除するものであってはならない。

7 8 **4.0450. 二重会員。**

9 同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員または準会員になることはできない。さらに、
10 いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員または準会員であると同時に名誉会員の
11 資格を保持することはできない。また、いかなる人も、クラブの正会員であると同時にロ
12 ーターアクト・クラブの会員になることはできない。

13
14 (続く各節は、該当する番号に振り直される)

15
16 更に標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する。

17
18 第1条より(手続要覧第231ページ)

19 20 **第1条 定義**

21 本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をも
22 つものとする。

- 23 1. 理事会: 本クラブの理事会
- 24 2. 細則: 本クラブの細則
- 25 3. 理事: 本クラブの理事会メンバー
- 26 4. 会員: 名誉会員以外のではない本ロータリー・クラブ 正会員または準会員
- 27 5. RI: 国際ロータリー
- 28 6. 年度: 7月1日に始まる12カ月間

29
30 および第6条より(手続要覧第232ページ)

31 32 **第6条 会員身分。**

33 **第1節 全般的資格条件。**本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受け
34 ている者によって構成されるものとする。

35 **第2節 種類。**本クラブの会員の種類は次の23種類、すなわち、正会員、準会員、お
36 よび名誉会員とする。

37 **第3節 正会員。**RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを
38 本クラブの正会員に選ぶことができる。

39 **第4節 準会員。**

- 40 (a) 資格条件。正会員としての資格条件を有する者は、それに代わって準会員に選
41 ばれることができる。

1 (b) 制限。いかなるクラブも、その会員数の 10 パーセントまたは 5 人のいずれか多い
2 方の人数を超える会員を準会員として認めてはならない。

3 (c) 権利および特典。準会員は、出席規定を除く、会員としてのすべての特典と義務
4 を持つものとする。またクラブの役職に就くことはできない。

5 **第 45 節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン**。会員は、移籍する会員または元クラ
6 ブ会員を正会員または準会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属してい
7 たクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはそ
8 の周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業
9 活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員または準会
10 員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもで
11 ける。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっ
12 ても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員または準会員に選
13 出されることを排除するものであってはならない。

14 **第 56 節 二重会員**。同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員または準会員に
15 なることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員または準会員であると同
16 時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会
17 員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

18
19 および第 7 条より(手続要覧第 233 ページ)

20 21 第 7 条 職業分類

22
23 **第 2 節 制限**。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員または準
24 会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業
25 分類に属する正会員がクラブ正会員または準会員の 10 パーセントより多くなならない限
26 り、その職業分類の下に正会員または準会員を選出することができる。引退した会員
27 は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の
28 身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元
29 クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならな
30 い。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員
31 の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

32
33 および第 8 条より(手続要覧第 234 ページ)

34 35 第 8 条 出席

36 37 第 5 節 出席の記録。

38 本条第 3 節 または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員および準会員は、
39 本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算
40 出に使わない。

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、**RI** 定款、**RI** 細則、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、クラブの第三の会員種類、「準会員 (associate membership)」を規定するものである。

財政的影響

本決議案の結果、会員数が増えた場合には **RI** の収入増大がもたらされる可能性がある。

制定案 07-334

欠席を理由として会員身分を終結することに関する規定を改正する件

提案者：米国、Texasで開かれた第5930地区大会にて
2006年4月～5月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 236 ページ）。

2

3 **第 11 条 会員身分の存続**

4

5 **第 4 節 終結 — 欠席。**

6 (a) 出席率。会員は、

7

8 (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくともその 30
9 パーセントに出席しなければならない(RI 理事会による定義に従っている
10 ガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

(本文終わり)

注：改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、ガバナー補佐に対して所属クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席しなければならないという規定を免除するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-335

会員身分の終結手続きの間、クラブが会員身分を一時保留とすることを認める件

提案者:オーストラリア、Vic.、Melton Valleyロータリー・クラブ
オーストラリア、Vic.、Geelongで開かれた第9800地区大会承認
2006年3月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第237ページ)。
2

3 **第11条 会員身分の存続**

4
5 **第10節 一時保留。**

6 標準クラブ定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

7 (a) 会員が、標準クラブ定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさ
8 わしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性の
9 ある告発があった場合

10 (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な
11 理由となる場合

12 (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるま
13 では、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとさ
14 れる場合

15 (d) クラブの最善の利益のために、また当該会員の会員身分に対する票決が取られ
16 ないまま、当該会員の会員身分が一時保留とされ、当該会員が例会やそのほか
17 の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外される
18 べきである場合。本項の目的のため、当該会員は出席義務を果たす責務を免除
19 されるものとする。理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決
20 定する期間と追加条件に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみな
21 される期間内で)、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、クラブ会員の終結手続きの間、クラブ理事会の3分の2の賛成票により、当該会員の会員身分を一時保留とすることを認めるものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-336

移籍ロータリアンおよび元ロータリアンに関する規則を改正する件

提案者: フランス、V.-d'Oise、Domont-Ecouen ロータリー・クラブ
フランス、第 1770 地区承認
2006 年 2 月

1 標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 232 ページ)。

2

3 第 6 条 会員身分

4

5 **第 4 節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。** 会員は、移籍する会員または元クラブ
6 会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会
7 するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域で
8 そのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事し
9 なくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員ま
10 たは元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会
11 員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員また
12 は元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはな
13 らない。移籍ロータリアンまたは元ロータリアンが正会員として新しいクラブに入会する
14 には、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会
15 員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

(本文終わり)

注: 改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリー・クラブ定款を改正し、移籍ロータリアンや元ロータリアンが新しいクラブに入会するには、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。しかし、地区やクラブのレベルでは財政的影響が出てくる可能性がある。

制定案 07-337

管理委員の選出手続きを改正する件

提案者：ドイツ、Nürnberg-Reichswald ロータリー・クラブ
ドイツ、Oberwiesenthal で開かれた第 1880 地区大会にて承認
2006 年 6 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 228 ページ)

2

3 第 22 条 ロータリー財団

4

5 **22.020. 管理委員会。**

6 会長が、理事会の承認を得て、任命した 15 名の管理委員がいなければならない。管理
7 委員のうち 4 名は、RI の元会長とする。RI の元理事は、早くとも、理事としての任期の
8 終了後 5 年が経過した後でのみ管理委員長に任命されることができる。すべての管理
9 委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、RI の元理事は、理事としての任期の終了から 5 年が経過した後でのみロータリー財団の管理委員に任命されることができると規定するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-338

地区番号に地理的な表示記号を加えることを認める件

提案者：フランス、Hérault、Montpellier で開かれた第 1700 地区大会
2006 年 1 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 215 ページ)

2

3 **第 15 条 地区**

4

5 **15.010. 創設。**

6 理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区
7 の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。
8 それぞれの地区は地区番号によって識別され、ガバナーはその番号に地理的な表示記号を加えてもよいものとする。理事会は、クラブ数が 30 未満あるいはロータリアンの
9 数が 1,000 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内ク
10 ラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が 30 以上あるいはロータリアンの数が
11 1,000 名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガ
12 バナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更
13 や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境
14 界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性な
15 らびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。
16

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、それぞれの地区は地区番号によって識別され、その番号に地理的な指示記号を加えてもよいことを認めるものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-339

多地区合同活動を確立することを地区に認める件

提案者：デンマーク、Aalborg で開かれた第 1440 地区大会
2005 年 9 月

提案者：デンマーク、Billund で開かれた第 1450 地区大会
2005 年 9 月

提案者：デンマーク、Sønderborg で開かれた第 1460 地区大会
2005 年 10 月

提案者：デンマーク、Copenhagen で開かれた第 1470 地区大会
2005 年 9 月

提案者：デンマーク、Roskilde Syd ロータリー・クラブ
デンマーク、Næstved で開かれた第 1480 地区大会にて承認
2005 年 9 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 14 条より(手続要覧第 215 ページ)

4

5 **第 14 条 管理上の集団と管理上の区域単位および多地区合同活動**

6

7 **14.040. 多地区合同活動。**

8 2つ以上の地区が、理事会の定めた規定に従い、多地区合同活動、多地区合同運営
9 活動、プロジェクトを設置することができる。

10

11 および第 17 条より(手続要覧第 223 ページ)

12

13 **第 17 条 財務事項**

14

15 **17.030. 会費。**

16

17 **17.030.7. 多地区合同運営活動を通じての人頭分担金の納入。**

18 多地区合同運営活動を設置した 2 つ以上の地区内に所在するクラブは、多地区合同
19 組織がクラブから人頭分担金を徴収し、この人頭分担金をクラブに代わって RI に納入
20 することを認めることができる。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、2 つ以上の地区が、RI 理事会の定めた規定に従って多地区合同活動とプロジェクトを確立することを認めるものである。また、この立法案は、多地区合同活動を行っている複数地区内に所在するクラブは、人頭分担金の納入手続きをその活動の中に含む選択肢を与えられると規定するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。ただし、地区、ゾーン、クラブのレベルでは財政的影響が出る可能性がある。

制定案 07-340

RI理事会の決定の公表を義務づける件

提案者：米国、Virginia、Front Royal ロータリー・クラブ
米国、Virginia、Hot Springs で開かれた第 7570 地区大会にて承認
2006 年 3 月

提案者：米国、Virginia、Stafford ロータリー・クラブ
米国、Virginia、Fredericksburg で開かれた第 7610 地区大会にて承認
2006 年 4 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 181 ページ)

2

3 **第 5 条 理事会**

4

5 **5.020. 理事会の決定の公表。**

6 すべての理事会の議事録や決定措置は、各理事会会合後またはその措置が決定され
7 た後 30 日以内に RI ウェブサイトに掲載し、全会員に公表されるものとする。議事録に
8 は、公式議事録に添付されるすべての補遺資料を含めるものとする。法律上、理事会
9 によって機密または極秘とみなされる資料の掲載は除外することができる。

(続く各節は、該当する番号に振り直される)

(本文終わり)

注：改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、公式議事録に添付される補遺資料を含む、すべての理事会の議事録や決定措置を、各理事会後やその措置が決定された後 30 日以内に RI ウェブサイトに掲載することとするものである。法律上、機密または極秘とみなされる資料の掲載は除外されるものとする。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-341

RI理事会が決定を直ちに発表すべきであることを規定する件

提案者：日本、兵庫県、神戸西ロータリー・クラブ
日本、兵庫県、神戸で開かれた第 2680 地区大会にて承認
2006 年 3 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 182 ページ)

2

3 **第 5 条 理事会**

4

5 **5.060. 理事会の決定の発表。**

6 理事会は、理事会の決定を直ちに、ザ・ロータリアン誌、理事会承認のロータリー雑誌、

7 RI ウェブサイトを通じて発表するものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直される)

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、理事会の決定を直ちに、ザ・ロータリアン誌、RI 理事会承認のロータリー雑誌、RI ウェブサイトを通じて公表するよう規定するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-342

RI 理事会決定に対する提訴手続きを改正する件

提案者：米国、Missouri、Kirksville ロータリー・クラブ
米国、Missouri、Kansas City で開かれた第 6040 地区大会にて承認
2006 年 4 月

提案者：米国、Virginia、Front Royal ロータリー・クラブ
米国、Virginia、Hot Springs で開かれた第 7570 地区大会にて承認
2006 年 3 月

提案者：米国、Virginia、Stafford ロータリー・クラブ
米国、Virginia、Fredericksburg で開かれた第 7610 地区大会にて承認
2006 年 4 月

提案者：米国、North Carolina、Chapel Hill ロータリー・クラブ
米国、North Carolina で開かれた第 7710 地区大会にて承認
2006 年 6 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 5 条より(手続要覧第 181 ページ)

4

5 第 5 条 理事会

6

7 5.020. 理事会決定に対する提訴。

8 理事会の決定は、定時または臨時の国際大会にクラブが理事会によって定められる規
9 則の下、直前の規定審議会の地区代表議員に提出される郵便投票を通じて提訴する
10 以外に、これを覆すことができないものとする。かかる提訴は、クラブが、少なくとも 24 の
11 他クラブの同意を得て、正式に事務総長に提出しなければならない。24 クラブのうち少
12 なくとも半数は別の地区内のクラブでなければならない。提訴も同意も、理事会の決定
13 後 64 カ月以内で、当該国際大会の開催の少なくとも 90 日前までに受理されなければ
14 ならない。に受理されなければならない。事務総長はその後 90 日以内に上述の郵便投
15 票を実施するものとする。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択された決議書にク
16 ラブの会長と幹事が証明して行うものとする。提訴の決定に当たって、代議員地区代表
17 議員が審議するのは、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。ただし、
18 事務総長が次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内に提訴を受理した場合、
19 理事会決定への提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するため、規定審議
20 会に提出されるものとする。

21

22 および第 10 条より(手続要覧第 199 ページ)

23

24 第 10 条 役員の指名と選挙 一般規定

1 **10.050. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動。**

2

3 **10.050.3. 理事会の審議。**

4 理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下
5 するか、当該被選役職または将来の RI 役職、あるいは、その両方に対し候補者を失格
6 とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補
7 者を失格させるには3分の2の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定める RI
8 役職に一定期間適用される。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。本細
9 則第 5.020 節の規定にもかかわらず、この決定に対する提訴は、国際大会開会の少な
10 くとも 5 日前に事務総長に正式に提出されなければならない。但し、理事会が、その日
11 以降の提出期限を承認している場合はこの限りでない。

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、RI 理事会決定に対する提訴は、直前の規定審議会の代表議員による郵便投票によってのみ行うことができると規定するものである。本制定案は、さらに、事務総長が、次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内に提訴を受理した場合、この提訴はその規定審議会で投票にかけられるものと規定するものである。

財政的影響

本制定案により RI の経費は減少する結果となると思われる。年次国際大会ではなく郵便投票によって RI が提訴手続きを円滑化することにより、RI の経費は減少することになるとと思われる。

制定案 07-343

ロータリアン間の意見の対立の調停について規定を設ける件

提案者：スウェーデン、Sollentuna-Tureberg ロータリー・クラブ
スウェーデンで開かれた第 2350 地区にて承認
2006 年 5 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 229 ページ)

2

3 **第 24 条 仲介および調停。**

4 **24.010. 意見の相反。**

5 **24.020. 調停または仲介の期限。**

6 **24.030. 調停。**

7 **24.040. 仲介。**

8 **24.050. 裁定人または仲介人の決定。**

9

10 **24.010. 意見の相反。**

11 理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、友好的に解決できない意見の相反
12 が、ロータリー・クラブの現会員または元会員、ロータリー地区、国際ロータリー、または
13 RI 役員との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが事務総長に
14 要請し、調停によって解決されるか、または調停が論争当事者のいずれかによって拒
15 否された場合は、仲介によって解決されるものとする。調停や仲介の要請は、論争が起
16 きてから 60 日以内に行うものとする。

17

18 **24.020. 調停または仲介の期限。**

19 調停または仲介の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲介の要請を受
20 理してから 90 日以内に、調停または仲介の日取りを決定しなければならない。

21

22 **24.030. 調停。**

23 調停の手続きは、RI 理事会により定められるものとする。論争当事者のいずれかが、事
24 務総長または調停のために事務総長によって任命されたほかの者に、論争当事者が所
25 属するクラブ以外のロータリー・クラブ会員で、適切な調停技能と経験を有する者を調
26 停人として指名するよう要請できるものとする。

27

28 **24.030.1. 調停の結果。**

29 調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各
30 当事者がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出
31 し、事務総長がそれを保管するものとする。両論争当事者への通知として、当事者が承
32 諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分

1 に履行しなかった場合、もう一方は事務総長を通じて、更に調停を要請することができる。
2 る。

3
4 **24.030.2. 調停の失敗。**

5 調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 24.040 節に定める
6 仲介に訴えることができる。

7
8 **24.040. 仲介。**

9 仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ 1 名の仲介人を指定し、両仲介人は 1
10 名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人には、論争当事者の所属
11 するロータリー・クラブ以外のロータリー・クラブ会員のみが指定されることができる。

12
13 **24.050. 仲介人または裁定人の決定。**

14 もし仲介が要求され、仲介人によって合意に達した決定もしくは、両仲介人が意見の一
15 致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するも
16 のとなり、提訴することはできない。

17
18 **24.060. 調停または仲介の費用。**

19 論争解決にかかる費用は、調停または仲介にかかわらず、調停人または裁定人による
20 別段の決定がない限り、両論争当事者が等しく負担するものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直される)

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、現会員または元会員と地区、RI、または RI 役員との間の意見の相反を解決するための仲介または調停について規定するものである。この手続きは、RI 理事会の決定措置に関する意見の対立には適用されないものとする。

財政的影響

本制定案により、裁判の件数が減少するため、RI の経費は減少する結果となると思われる。ただし、仲介および(または)調停に関わる経費が増加する可能性がある。

長期計画にロータリアン見込者の人口統計を含めることを規定する件
52

提案者: フランス、Nord、Cambrai ロータリー・クラブ
フランス、第 1670 地区承認
2006 年 4 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 221～222 ページ)

2

3 **第 16 条 委員会**

4

5 **16.100. 長期計画委員会。**

6 理事会は、6 名から成り、各委員は 6 年の任期を 1 期務め、隔年毎に 2 名ずつ任命さ
7 れる長期計画委員会を任命するものとする。委員は、元会長または現任の理事あるい
8 はロータリー財団管理員であってはならない。長期計画の立案、RI プログラムと活動、
9 および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように
10 選出するものとする。委員会は、会長、RI 理事会または委員会の委員長が決定する時
11 および場所において、通知の上、毎年 3 回会合を開くものとする。但し、会長あるいは
12 RI 理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および
13 場所において、通知の上、その年度を通じさらに 1 回以上に追加の会合を開くことがで
14 きる。長期計画委員会は、理事会の検討のために長期計画案を作成し、推奨し、また
15 更新するものとする。長期計画に関連し、任務の遂行において毎 3 年未満であっては
16 ならない時期にロータリアンおよびロータリー・クラブを調査し、検討を行い、理事会に
17 提案を行うものとする。来る年度のプログラムが長期計画と一貫しているかどうか判定す
18 るためにそうしたプログラムについて会長エレクトと検討、協議し、また理事会により指定
19 されるその他の任務を実施するものとする。長期計画委員会は、近い将来に拡張される
20 可能性のある国々も含め、各大陸におけるロータリアン見込者の人口の変化に関する
21 調査を考慮に入れることによって、こうした変化が各ゾーンの会員組織に及ぼす影響を
22 予測するものとする。

(本文終わり)

注: 改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、RI の長期計画がロータリアン見込み者の人口統計を考
慮に入れることを規定するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-345

RI の目的を改正する件

提案者：日本、福井県、敦賀ロータリー・クラブ
日本、京都で開かれた第 2650 地区大会にて承認
2006 年 4 月

- 1 国際ロータリー定款を次のように改正する（手続要覧第 171 ページ）
- 2
- 3 **第 3 条 目的**
- 4 RI の目的は、
- 5 (a) ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求している RI 加盟クラ
- 6 ブや RI 地区を、互いを尊重し合う精神の下に支援すること。

(本文終わり)

注：改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI の目的に関する RI 定款を改正するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-346

ロータリアンの配偶者である会員には、公式雑誌の購読を任意とする件

提案者：ブラジル、R.S.、Porto Alegre-São Joãoロータリー・クラブ
ブラジル、R.S.、Canelaで開かれた第4670地区大会にて承認
2006年6月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 228 ページ)

2

3 **第 20 条 機関雑誌**

4

5 **20.020. 購読料。**

6

7 **20.020.2. 購読義務。**

8 米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料
9 購読者とならなければならない。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代
10 わって RI に送金しなければならない。夫婦ともに同じクラブまたは異なるクラブの会員
11 である場合、いずれかの配偶者は定期購読しないことを選択することができる。

12

13 **20.030. 雑誌の購読。**

14

15 **20.030.1. 購読義務。**

16 米国およびカナダ以外のクラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認
17 し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならない。
18 本人が会員となっている限り、その購読を続けなければならない。夫婦ともに同じクラブ
19 または異なるクラブの会員である場合、いずれかの配偶者は定期購読しないことを選択
20 することができる。

21

22 更に、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 238 ページ)。

23

24 **第 13 条 ロータリーの雑誌**

25 **第 1 節 購読義務。** RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適
26 用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌また
27 は RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑
28 誌を購読しなければならない。購読の期間は、6 カ月を 1 期として取り扱い、本クラブ
29 の会員となっている限り継続し、1 期中途で会員でなくなった場合にはその期の末
30 日をもって終わるものとする。夫婦ともに同じクラブまたは異なるクラブの会員である場
31 合、いずれかの配偶者は定期購読しないことを選択することができ、その決定を雑誌
32 発行者に知らせるクラブ理事会にその旨通知するものとする。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、**RI** 細則および標準ロータリー・クラブ定款を改正し、配偶者同士が共にロータリアンである場合、片方の配偶者に公式雑誌または承認された地域雑誌を定期購読しなくてもよい選択権を与えるものである。現在、すべての会員は雑誌を購読することが義務付けられている。

財政的影響

本制定案の結果、**RI** への購読料の収入が減少するとともに、リサーチとコンピュータシステム追跡に関わるコストがかかると思われる。**RI** への財政的影響は、ロータリアンの配偶者も現会員で、両者が同じクラブの会員であるかまたは違うクラブの会員でありながら購読しないことを決めた配偶者の数によって決まる。

制定案 07-347

年次財務情報を掲載するようロータリー公式雑誌に義務づける件

提案者：ブラジル、R.S.、Pôrto Alegre-Farrapos ロータリー・クラブ
ブラジル、R.S.、Canela で開かれた第 4670 地区大会にて承認
2006 年 6 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 228 ページ)

2

3 **第 20 条 機関雑誌**

4

5 **20.040. 年次財務情報の公表義務。**

6 公式雑誌と理事会が承認したロータリー雑誌の資産、収益、支出、資金源を含め、その
7 財政的収入の貸借対照表を自費で公表することは、公式雑誌と理事会承認のロータリ
8 ー雑誌の出版者の責任である。公表は、ロータリー年度終了後 180 日以内に、各雑誌
9 に掲載されるものとする。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、公式雑誌とロータリーの地域雑誌の年次財務情報を、各雑誌に、各ロータリー年度の終了から少なくとも 180 日以内に掲載するよう義務付けるものである。

財政的影響

本制定案により国際ロータリーの経費が増加することが予想される。ザ・ロータリアン誌の 1 ページを制作するのに、およそ米貨 4,000 ドルの費用がかかる。正確な費用は、ザ・ロータリアン誌および地域雑誌に挿入される追加ページ数により異なる。

決議案 07-348

RI の旅行方針を改正することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

提案者：シンガポール、Singapore ロータリー・クラブ
第 3310 地区大会にて承認
2005 年 3 月

- 1 RI 会長、RI 会長エレクト、ロータリー財団管理委員会委員長およびそれぞれの配偶者
- 2 は現在、ロータリーの公式任務で旅行する際の航空機での移動において、ファーストク
- 3 ラスの使用が認められている。
- 4
- 5 理事会メンバー、現職および元管理委員とそれぞれの配偶者は、ロータリーの公式任
- 6 務でビジネスクラスで旅行することが認められている。
- 7
- 8 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI 会長、RI 会長エレクト、ロー
- 9 タリー財団管理委員長およびそれぞれの配偶者が、ロータリー公式任務において、そ
- 10 の就任年度にファーストクラスで旅行をし、その後にはビジネスクラスで旅行することを
- 11 認めるよう、また、理事、管理委員、およびそれぞれの配偶者が、ロータリー公式任務に
- 12 において、その就任年度にビジネスクラスで旅行をし、その後には他のロータリアンと同様
- 13 にエコノミークラスで旅行することとするよう、国際ロータリーの旅行方針を改正すること
- 14 を検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本決議案は、RI 旅行方針を改正するよう RI 理事会に要請するものである。

財政的影響

本決議案の結果、RI の経費削減がもたらされると思われる。搭乗クラスを全体的に下げることにより、RI の旅行経費が削減される。ただし、燃料価格の激しい変動、本決議案の影響を受ける元役員と管理委員の数、旅行の回数と種類(国内旅行か国際旅行か)により異なるため、財政的影響を特定することはできない。

2006-07 年度の予算作成時に使われた個々の航空運賃に基づくと、一回の旅行につき次の異なるシナリオがある。国内線の旅行で、ビジネスクラスからエコノミークラスに下げた場合は米貨 1,280ドルの経費節減となり、ファーストクラスからビジネスクラスに下げた場合は米貨 400ドルの経費節減となる。国際線の旅行で、ビジネスクラスからエコノミー

クラスに下げた場合は米貨 2,500ドルの経費節減となり、ファーストクラスからビジネスクラスに下げた場合は米貨 2,700ドルの経費節減となる。

資格のある元役員が RI 会長指名委員を務めることを認める件

提案者：シンガポール、Singapore ロータリー・クラブ
第 3310 地区大会にて承認
2005 年 3 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 200～201 ページ)

2

3 **第 11 条 会長の指名と選挙**

4

5 **11.020. 会長指名委員会。**

6

7 **11.020.5. 資格要件。**

8 この指名委員会の委員はいずれも RI の元理事役員でなければならない。また、委員
9 会委員の候補者は、選挙の時点において、元理事役員でなければならない。但し、指
10 名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られな
11 い場合は、この限りでない。このような場合、元ガバナーであっても、この RI の元役員
12 は、選挙が行われる直前の 5 年間に開かれた次の各会合にそれぞれ 2 回ずつ出席し
13 たことのある者であるものとする：国際大会、候補者の属するゾーンのロータリー研究会、
14 候補者の属する地区の地区大会。更に、本細則第 16.010.節、第 16.020.節および
15 16.030.節に規定する委員会の委員またはロータリー財団管理委員として少なくとも 1 年
16 以上務めたことのある者であれば、選挙または任命することができるものとする過去 5 年
17 間に少なくとも 1 年以上務めたことのある者でなければならない。

18

19 **11.030. 会長指名委員の選挙。**

20

21 **11.030.1. 資格のある候補者への通知。**

22 事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事一人一人に書簡を郵
23 送する役員に向けた通知を、RI 機関雑誌およびロータリー承認の各雑誌の 10 月号に
24 掲載させるものとする。その書簡は 10 月 15 日から 30 日までに郵送されるものとする。
25 書簡通知で、元理事に対して、指名委員として考慮されるのを望む元役員に対してか
26 どうか尋ね、指名委員を務める資格があり、務める意思と能力があるなら自分の氏名をリ
27 ストに載せてほしいという署名入り声明書を 12 月 31 日までに事務総長に通知する提
28 出するように要請する。12 月 31 日までに応答しない理事役員は、会長指名委員を務
29 める意思がないものとみなされる。

30

31 **11.030.2. ゾーン内に適格の理事役員が 1 人のみの場合。**

32 指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事役員がゾーンから 1 人しかいない場
33 合、会長は、その元理事役員を、ゾーンの指名委員として宣言するものとする。

1 11.030.3. ゾーン内に適格の理事役員が2人以上いる場合。
2 指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事役員が2人またはそれ以上いる場
3 合、指名委員と補欠委員が郵便投票で選ばれるものとする。郵便投票の手続は次の通
4 りである。

5
6 11.030.3.1. 投票用紙の準備。
7 事務総長は、投票用紙を準備する。該当する場合は、単一移譲式投票の投票用紙を
8 準備する。投票用紙には適格の元理事役員全員の指名をアルファベット順に記載する
9 ものとする。

10

11 11.030.3.2. 投票用紙の書式。
12 事務総長は、2月1日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させなければなら
13 ない。投票用紙に、元理事役員ひとりひとりの写真と履歴書を添える。履歴書には、の
14 氏名、所属クラブ、これまでのRI役職と就任した国際レベルの委員会の名称並びに就
15 任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入のうえ4月15日までにRI世界本
16 部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送するものとする。

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI細則を改正し、RI会長指名委員会の委員として務める資格を元ガバナーを含む元役員とすることを規定するものである。ただし、これら元役員が指名委員として選出されるまでの5年間に一定の会合に出席していることを条件とする。このような元役員は、RI細則第11.020.5節に挙げられた委員会の少なくとも1つ、またはロータリー財団管理委員を務めたことのある者でなければならない。現在、元ガバナーは、指名委員を務めることのできる元理事がいない場合にのみ、委員を務める資格が与えられている。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-350

すべての RI 会長ノミネー候補者に、面接の機会を与えることを規定する件

米国、Pennsylvania、Champion で開かれた第 7330 地区大会にて承認
2006 年 5 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 202 ページ)

2

3 **第 11 条 会長の指名と選挙**

4

5 **11.050. 委員会による指名。**

6

7 **11.050.2. 委員会。**

8 委員会は、10 月 1 日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。

9 すべての候補者に、理事会が定めた手続きに従って、委員会による面接の機会が与え
10 られるものとする。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、すべての会長ノミネー候補者に、会長指名委員会による面接の機会を与えることを認めるものである。

財政的影響

面接のための旅費を候補者ではなく RI が負担する場合、本制定案の結果として RI の経費増加がもたらされると思われる。ただし、電話会議やテレビ会議で面接を行う場合には、大幅な経費増加はないと考えられる。

制定案 07-351

RI 会長は、当該会長を指名した指名委員会のいずれの委員も、管理委員や
常任委員会委員として任命することができないと規定する件

米国、Pennsylvania、Champion で開かれた第 7330 地区大会にて承認
2006 年 5 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第16条より(手続要覧第221ページ)

4

5 **第 16 条 委員会**

6

7 **16.020. 委員。**

8 本節に別段の規定ある場合を除いて、会長が、委員および小委員会委員を任命するも
9 のとする。また、各委員会と小委員会の委員長を指名するものとする。会長は、すべて
10 の RI 委員会の職権上の委員である。2008 年 7 月 1 日付をもって、会長は、自分を指
11 名した指名委員会のいずれの委員も、常任委員会委員として任命してはならないものと
12 する。

13

14 および第22条より(手続要覧第228ページ)

15

16 **第 22 条 ロータリー財団**

17

18 **22.020. 管理委員会。**

19 会長が、理事会の承認を得て、任命した 15 名の管理委員がいなければならない。管理
20 委員のうち 4 名は、RI の元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格
21 条件を満たさなければならない。2008 年 7 月 1 日付をもって、会長は、自分を指名した
22 指名委員会のいずれの委員も、管理委員として任命してはならないものとする。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、会長指名委員会のいかなる委員も、その後、同指名委
員会が選出した会長ノミネーによって RI の常任委員会委員またはロータリー財団管理
委員として任命されることを禁じるものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-352

元理事が RI 会長指名委員会委員を最高 3 回まで務めることを認める件

提案者: オーストラリア、S. A.、Hindmarsh ロータリー・クラブ
オーストラリア、S. A.、Port Lincoln で開かれた第 9500 地区大会にて承認
2006 年 4 月

- 1 RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 200 ページ)。
- 2
- 3 **第 11 条 会長の指名と選挙**
- 4
- 5 **11.020. 会長指名委員会。**
- 6
- 7 **11.020.5. 指名される資格がない元理事。**
- 8 **3 回にわたり指名委員会の委員を務めたことのある元理事は、指名委員となる資格がな**
- 9 **いものとする。但し、選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない**
- 10 **場合は、この限りでない。**

(続く各節は、該当する番号に振り直される)

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、会長指名委員会委員として選出または任命されることのできる元理事が当該ゾーン内にいない場合を除き、会長指名委員会を 3 回務めた元理事が、それ以上委員を務めることを禁じるものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

制定案 07-353

RI 理事の任期を 2 年から 3 年に延ばす件

提案者: イングランド、W. Midlands、Edgbaston Convention ロータリー・クラブ
イングランド、W. Midlands、Knowle で開かれた第 1060 地区審議会にて承認
2006 年 3 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 6 条より(手続要覧第 183 ページ)

4

5 **第 6 条 役員**

6

7 **6.060. 任期。**

8

9 **6.060.1. 役員。**

10 会長、理事、ガバナーを除き、各役員は、選挙後の 7 月 1 日に始まるものとする。
11 理事を除き、すべての役員は、1 カ年またはその後継者が選挙されるまで在任するもの
12 とする。理事はすべて 23 カ年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。
13 暫定規定として、2007 年 6 月 30 日より前に選挙された理事は、選挙時に果たすべきと
14 された任期を果たすものとする。

15

16 **6.090. 副会長または財務長の空席。**

17 副会長または財務長の職が空席になった場合、会長は、2 年目または 3 年目の理事を
18 選び、未了の任期を務めさせるものとする。

19

20 および第 12 条(手続要覧第 205 ページ)

21

22 **第 12 条 理事の指名と選挙**

23

24 **12.010. ゾーン制の理事の指名。**

25 理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

26

27 **12.010.2. 指名日程。**

28 各ゾーンは、理事会の定める日程に従って、46 年おきにゾーン内のクラブ会員から 1
29 名の理事を指名するものとする。

(本文終わり)

注: 削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。

改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、**RI** 細則を改正し、**RI** 理事の任期を現在の 2 年から 3 年にすることを規定するものである。本制定案には、2007 年 6 月 30 日以前に選出された理事は 2 年の任期を務めるという暫定的な規定が含まれる。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。ただし、地区、ゾーン、クラブのレベルでは財政的影響が出る可能性がある。

制定案 07-354

理事指名委員会委員の資格条件を改正する件

提案者:アルゼンチン、As.、Bs.、Quilmes ロータリー・クラブ
アルゼンチン、As.、Bs.、Lanús で開かれた第 4910 地区大会にて承認
2006 年 6 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 206 ページ)

2

3 **第 12 条 理事の指名と選挙**

4

5 **12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出。**

6

7 **12.020.2. 指名委員会の構成。**

8 指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブ
9 によって各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾ
10 ーンまたはセクション内のクラブの会員で、ガバナーを務めてから少なくとも 3 年経過し
11 たパスト・ガバナーでなければならない。このような委員は、またガバナー就任以来少な
12 くとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。ある地区でこの
13 ような資格を備えたパスト・ガバナーが 3 人に満たない場合(資格がないという理由、ま
14 たは理事指名委員会の委員を務める意思がないという理由も含め)、ガバナーとしての
15 任期終了後、少なくとも 4 回のゾーン研究会に出席したパスト・ガバナーは指名委員と
16 なる資格を持つものとする。委員は 1 年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会
17 長エレクト、元会長、理事、元理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委
18 員を 2 回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれ
19 ぞれ 1 票の投票権を有するものとする。

(本文終わり)

注:改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、理事指名委員会委員に関する RI 細則の規定を改正するものである。現在、委員は、ガバナー就任以来少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。本立法案は、地区内でこの条件に該当する元ガバナーが 3 名未満の場合、ガバナーの任期を終えてから少なくとも 4 回のゾーン研究会に出席した元ガバナーも指名委員として資格があると見なされることを規定するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。

決議案 07-355

RI規定に違反した場合に懲戒処分を実行することをガバナーに認める立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するよう、RI理事会に要請する件

提案者:イタリア、Viterbo で開かれた第 2080 地区大会にて承認
2006 年 5 月

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI理事会の定める形式および
- 2 範囲内で(RI細則第3.030.3.項によりRI理事会に与えられている権限に従い)、クラブに
- 3 対して懲戒処分を実行する権限をガバナーに認めるか、あるいは委任するための立法
- 4 案を次回の規定審議会に提案するよう検討することとする。この権限により、ガバナーは
- 5 クラブがRI規定に従うよう促すべく、直ちに懲戒処分を実行することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

本決議案は、ガバナーがクラブに対し懲戒処分を実行する権限を認める立法案を、次回の規定審議会に提出することを検討するよう、RI理事会に要請するものである。

財政的影響

本決議案は、国際ロータリーに大きな財政的影響をもたらすことはないと思われる。ただし、地区、ゾーン、クラブのレベルでは財政的影響が出る可能性がある。

制定案 07-356

ゾーン選挙審査委員会を設置する件

提案者：米国、California、Redwood City ロータリー・クラブ
米国、California、Rohnert Park で開かれた第 5150 地区大会にて承認
2006 年 4 月

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 10 条(手続要覧第 199 ページ)

4

5 **第 10 条 役員**の指名と選挙 一般規定

6

7 **10.050. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動。**

8

9 **10.050.1. 禁止されている活動。**

10 ロータリアンは、選挙によって任命される RI の役職に就くために選挙運動、投票依頼、
11 当選を図るための活動を行ってはならないし、代わりの人にこのような活動をさせてもな
12 らない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他を、クラブ
13 またはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回
14 覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施さ
15 れているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動
16 を中止するよう指示しなければならない。

17

18 **10.050.2. ゾーン選挙審査委員会。**

19 各ゾーンがほかのゾーンとペアを組み、全体で 17 組のゾーンをつくるものとする。ペア
20 を組む仕組みは、理事指名の際に用いられるゾーンの組み合わせと同じものとする。各
21 組み合わせ内にゾーン選挙審査委員会を 1 つ設けるものとする。各委員会は、6 名の
22 委員から成り、うち組み合わせゾーン内の 1 つのゾーンの地区から元地区ガバナーを 3
23 名、もう 1 つのゾーンの地区から元地区ガバナーを 3 名とする。各委員会の委員は、組
24 み合わせゾーン内のクラブ会員である RI 理事によって任命されるものとする。委員会の
25 創設時の委員を除き、委員の任期は 3 年とする。委員会創設時は、各ゾーンから 1 名
26 ずつ、1 年任期で 2 名の委員が任命され、各ゾーンから 1 名ずつ、2 年任期で 2 名の
27 委員が任命され、さらに各ゾーンから 1 名ずつ、3 年任期で 2 名の委員が任命されるも
28 のとする。組み合わせゾーンの委員会に空席ができた場合、組み合わせゾーン内のク
29 ラブ会員である RI 理事が残りの任期を務める新委員を任命するものとする。ゾーン選
30 挙審査委員会の委員は、クラブの瑕疵なき会員に限るものとする。各ゾーン選挙審査
31 委員会の委員は、過半数の投票により委員長を選出するものとする。得票が同数にな
32 った場合、組み合わせゾーン内のクラブ会員である理事が委員長を任命する。理事は、
33 事務総長に同委員会委員長の氏名と住所を通知するものとする。ゾーン選挙審査委員

1 会の委員を務めたことのあるロータリアンは、再び委員を務める資格がないものとする。
2 複数ゾーンに属する地区の元ガバナーは、いずれのゾーンのゾーン選挙審査委員会
3 の委員をも務める資格を有する。但し、同じ地区の元ガバナー2名が同時に同じゾーン
4 選挙審査委員会の委員を務めてはならないものとする。各委員はそれぞれ1票の投票
5 権を有するものとする。

6 7 10.050.23. 申し立て。

8 本節に違反している疑いがある、という申し立ては、クラブが書面で申し立てない限り考
9 慮されないものとする。この申し立ては、少なくとも他の五つのクラブまたは RI 現役員の
10 同意を得なければならない。すべての申し立ては、投票結果の発表後 21 日以内に証
11 拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。違反したとの十分な証拠が存在する
12 場合、地区、ゾーン、地域の会合における会長代理も申し立てを開始できる。この代理
13 はその証拠を事務総長に回付するものとする。事務総長は、公表されている理事会手
14 続に従って、会長職に関する提訴、あるいは申し立てについて決定を下すものとする。

15 16 10.050.4. 申し立ての審議と措置。

17 第 10.050.3.項に規定されてある通り、事務総長が申し立てを受理した場合、会長職に
18 関する申し立てを除き、事務総長は、理事会の選挙審査手続に従い、ゾーン選挙審査
19 委員会委員長を通じて、何らかの措置を取るようその申し立てを適切なゾーン選挙審査
20 委員会に回付するものとする。複数のゾーンに属する地区からの申し立てはすべて、そ
21 の地区のクラブの過半数が所在するゾーンのゾーン選挙審査委員会に回付されるもの
22 とする。いずれのゾーンにも過半数のクラブが属していない場合、事務総長は、事務総
23 長の裁量において、いずれのゾーンの選挙審査委員会にでもその申し立てを回付する
24 ことができる。ゾーン選挙審査委員会委員長は、自らが委員長を務めるゾーン選挙審査
25 委員会の委員に申し立ての写しを配布するものとする。同委員会は、申し立てと回答を
26 審査するため、郵便、Eメール、ファックス、電話、または直接の会合により協議するもの
27 とし、委員4名が投票した場合、当該被選役職の候補者を失格とすることができる。本
28 手続の当事者は、公表されている理事会手続に従って、ゾーン選挙審査委員会の決
29 定が発表されてから21日間以内に、ゾーン選挙審査委員会の決定に対し提訴するこ
30 とができる。当事者が21日以内に提訴を開始しなかった場合、ゾーン選挙審査委員会
31 の決定は最終的なものとなる。ゾーン選挙審査委員会に回付されたいかなる申し立て
32 に対しても保証金や金銭が要求されることはないものとする。

33 34 10.050.35. 理事会の審議。

35 理事会は、このような会長職に関連する申し立ておよびゾーン選挙審査委員会の決定
36 に対する提訴を十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下、あるいは提訴
37 するか、当該被選役職または将来の RI 役職、あるいは、その両方に対し候補者を失格
38 とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補
39 者を失格させるには3分の2の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定める RI
40 役職に一定期間適用される。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。本細
41 則第 5.020.節の規定にもかかわらず、この決定に対する提訴は、国際大会開会の少な

- 1 くとも 5 日前に事務総長に正式に提出されなければならない。但し、理事会が、その日
- 2 以降の提出期限を承認している場合はこの限りでない。

(続く各節は、該当する番号に振り直される)

(本文終わり)

注:削除する個所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、ゾーン選挙審査委員会の設置を規定するものである。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。ただし、ゾーン・レベルで財政的影響をもたらす可能性がある。

制定案 07-357

採択された決議の審議の結果を発表するよう RI 理事会に義務づける件

提案者：日本、福井県、敦賀ロータリー・クラブ
日本、京都で開かれた第 2650 地区大会にて承認
2006 年 4 月

- 1 国際ロータリー定款を次のように改正する（手続要覧第 174 ページ）
- 2
- 3 **第 10 条 規定審議会**
- 4
- 5 **第 6 節 採択された決議**。理事会は、規定審議会が終了してから 1 年以内に、審議会
- 6 によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに
- 7 通知するものとする。

(本文終わり)

注：改訂される文章には下線が引かれている。

趣旨および効果

本制定案は、RI 定款を改正し、規定審議会によって採択された決議案に対して RI 理事会が取った措置をすべてのガバナーに通知することを RI 理事会に義務づけるものである。この通知は、規定審議会終了後 1 年以内に行われるものとする。

財政的影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財政的影響を与えることはないと思われる。